

## 高齢者に展示会で着物を次々と販売する 事業者に関する情報提供

高齢者を展示会に誘い、高額な着物や宝石等を次々と販売する事業者に関して、消費者被害の拡大防止並びに公平な被害の救済を図る必要があるため、大阪市は、大阪市消費者保護条例第28条第1項の規定に基づき、令和3年12月17日付けで、市民の皆様へ情報を提供しました。詳細については、[大阪市消費者センターホームページ](#)をご覧ください。

### 1 事業者の名称等

事業者名	株式会社奈良松葉（屋号：きもの松葉）
代表者	代表取締役 松葉将登
所在地	奈良県橿原市醍醐町283番地の1
関連会社	株式会社松葉（代表取締役松葉将登、大阪市西区北堀江二丁目16番18号）

### 2 主な販売方法

大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県内の商店街やショッピングモール等に複数の店舗を構え、高齢者を主な顧客として、定期的開催する展示会に顧客を集めて販売。大阪市内の店舗は天神橋店、駒川店。（展示会により販売する本町店、あべの店は令和3年9月に閉鎖）

### 3 主な相談事例と問題点

#### (1) 高齢者に対して展示会で次々と販売

「見るだけでよい」などと言って高齢者を展示会に誘い、高額な着物や宝石、健康器具などを次々と販売します。「帰りたい」「年金生活だから払えない」などと何度も断っても契約させます。認知症や認知機能が低下した高齢者に対しても次々と販売しています。

#### (2) 支払い能力を超えた自社割賦契約で販売

わずかな年金収入しかない高齢者に対して、自社割賦契約により支払い能力を超えた契約をさせます。親族等の本人以外の名義で契約させる名義冒用も見られます。

また、割賦販売法に違反して、商品を渡す前に2回以上の支払いをさせる前払式割賦販売を無許可で行っていました。

#### (3) 展示会スタッフとして雇用した高齢者に対して販売

展示会のスタッフとして多数の高齢者の女性を雇用し、知人や友人を展示会に誘わせています。スタッフは、展示会に人を連れて来られないなら自ら購入するように求められ、多数の商品を次々と購入させられています。

大阪市内にお住まいで被害にあわれたと思う方は、今すぐ大阪市消費者センターにご相談ください。既に商品を受け取っていても、問題のある契約であれば返金等を求めることが可能ですので、まずはご相談ください。

## ◆大阪市消費者センターからのお知らせ

●消費生活相談専用電話 **06-6614-0999**

開設日時：月曜日～土曜日 午前10時～午後5時 ※大阪市内にお住まいの方

（日曜日・祝日及び12月29日～1月3日は除く）※消費者ホットライン局番なし「188」でもつながります

消費生活  
相談窓口



メインビジュアル - エルちゃん